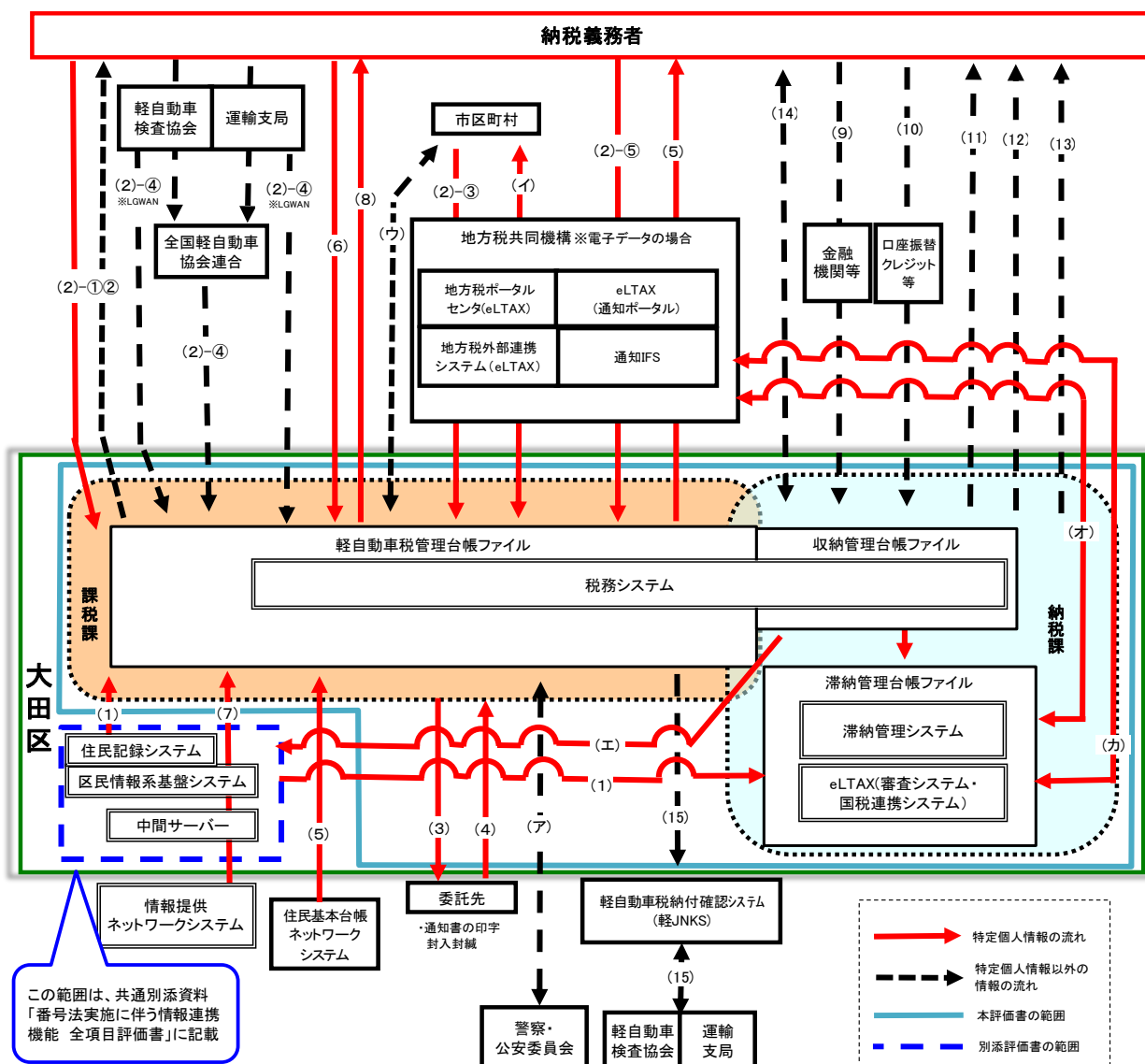


(別添1-2) 事務の内容

《軽自動車税》



備考

詳細は別紙2-1「事務の概要（軽自動車税）」参照

※税務システムの個人住民税課税台帳ファイルは軽自動車税の事務では使用しないため、上記の図では省略している。

※地方税共同機構経由で軽自動車検査協会及び運輸支局に提供する納付状況は、特定個人情報は含まない。